

重 要 事 項 説 明 書

1 事業者

事業者の名称	地域包括支援センターまごころ
法人 所在地	筑西市小林3 5 5
法 人 種 別	社会福祉法人筑西市社会福祉協議会
代表者 氏名	落合 聖二
電 話 番 号	0 2 9 6 - 2 2 - 5 1 9 1

2 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

地域包括支援センターまごころは、介護保険法及び筑西市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等に基づき、介護予防サービス事業、筑西市介護予防・日常生活支援総合事業の適切な運営を資することを目的とする。

(2) 運営方針

利用者が要支援状態等にあってもその悪化をできる限り防ぐとともに、当該利用者の有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう配慮して事業を行う。

利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスを総合的かつ効率的に提供されるように配慮する。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスが特定の種類、特定のサービス提供事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に事業を行う。

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的を実施する。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を行う。

3 概要

(1) 介護予防居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事 業 所 名	地域包括支援センターまごころ
所 在 地	筑西市新井新田4 1 - 2
介護保険指定番号	0 8 0 2 7 0 0 0 1 3
サービス提供地域	筑西市内

(2) 職員体制

- ① 社会福祉士等 2名以上
- ② 保健師等 2名以上
- ③ 主任介護支援専門員 2名以上

(3) 開設日及び開設時間

- ① 開設日 月曜日から金曜日まで
ただし、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までは除く。
- ② 開設時間 午前8時30分から午後5時15分まで

4 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスの提供方法及び内容

- (1) 利用申し込みの受付
- (2) 利用申込者と契約
- (3) 利用者及び家族に対するアセスメント
- (4) 介護予防サービス・支援計画書原案の作成
- (5) サービス担当者会議の開催（介護予防ケアマネジメントCは除く）
- (6) 介護予防サービス・支援計画書の交付及び説明
- (7) サービスの連絡調整
- (8) モニタリング及び評価（介護予防ケアマネジメントCは除く）
- (9) 給付管理業務
- (10) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携に係る業務

5 利用料等

厚生労働大臣及び筑西市長が定める基準に基づき下記の額とする。

(1) 介護予防支援及び第1号介護予防支援費

介護予防支援費	要支援1・2	442単位
介護予防ケアマネジメント A	総合事業対象者・要支援1・2	442単位
介護予防ケアマネジメント C	総合事業対象者・要支援1・2	230単位

(2) 介護予防支援及び第1号介護予防支援〔加算〕

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
委託連携加算	委託する個々のケアプランについて、委託時の適切な情報連携等を評価する観点から、利用者1人につき、指定介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を算定。	300単位

6 業務の委託

当事業者は、業務内容の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合がある。利用者の介護予防サービス・支援計画書の作成を担当する事業者については、利用者と協議の上、決定する。指定居宅介護支援事業者は、委託業務の実施にあたって、当事業者と同様、契約書第13条に定める守秘義務を守ることとする。

[業務委託内容]

- (1) 利用者及び家族に対するアセスメント
- (2) 介護予防サービス・支援計画書原案の作成
- (3) サービス担当者会議の開催
- (4) 介護予防サービス・支援計画書の交付及び説明
- (5) サービスの連絡調整
- (6) モニタリング及び評価
- (7) 給付管理業務
- (8) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携に係る業務

7 苦情の申立

介護予防サービス・支援計画書により提供されるサービス事業者等に苦情がある場合は、利用者や介護予防サービス提供事業者等からの聞き取りを行い、問題点を把握の上で、適切な対応を行うこととする。

また国保連への苦情申立が円滑に行えるように国保連窓口の紹介、苦情申立書の作成援助等、利用者への援助を行うこととする。

(1) 当センター相談窓口

相談窓口	地域包括支援センターまごころ
担 当 者	センター長
電話番号	0296-52-8552
対応時間	午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 行政機関その他の苦情受付期間

茨城県国民健康保険団体連合会	電話番号	029-301-1565
筑西市介護保険課	電話番号	0296-24-2111
筑西市高齢福祉課	電話番号	0296-24-2111

8 虐待の防止について

当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための細則を整備する。
- (2) 虐待防止に関する責任者を設置する。

虐待防止に関する責任者	センター長
-------------	-------

- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について事業所内で周知を徹底する。
- (4) 虐待防止のための研修会を定期的を開催する。

9 感染症の予防及びまん延防止について

当事業所は、感染症の予防と、まん延を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 感染症及びまん延の防止のための細則を整備する。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について事業所内で周知を徹底する。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修会及び訓練を定期的を実施する。

10 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおり協議の上対応する。

(1) 事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告する。

(2) 処理経過及び再発防止策の報告

(1) の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告するとともに、その事故についての検証を行い、再発防止に努める。

11 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、協議の上予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従う等の適切な措置を講ずる。

12 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡する。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とする。この目的を果たすために、以下の対応を利用者もしくは代理人に依頼する。

- (1) 利用者の不測の入院時に備え、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応を行う。

(2) また、入院時には、利用者もしくは代理人から、当事業所名および介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者の名称を伝える。

1.3 秘密の保持

- ①事業者は、利用者にサービスを提供する上で知り得た情報は、契約期間中はもとより契約終了後においても第三者に漏らすことはない。
- ②事業者は、利用者もしくは代理人から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いない。

1.4 利用者自身によるサービスの選択と同意

介護予防サービス・支援計画書に介護サービスを位置づける場合、複数の介護サービス事業所を紹介し利用者の意思に基づいた選定を行う。なお、当該事業所を居宅サービスに位置付けた理由を説明することとする。

1.5 その他

利用者と地域包括支援センターまごころはお互いの信頼関係に基づき、よりよい介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスが提供できるよう協議して決定していくこととする。

この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有することとする。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスの提供開始にあたり、利用者に対し本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 筑西市新井新田 4 1 - 2

氏 名 地域包括支援センターまごころ

筑西市社会福祉協議会 会長 落合聖二 印

説明者 氏 名

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

上記代理人（代理人を選定した場合）住 所

氏 名